

# 小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務 プロポーザル実施要領

## 1 目的

小松島市（以下「本市」という。）は、老朽化するごみ処理施設の課題を抱えており、廃棄物処理行政が滞りなく、かつ経済的にも有利な整備手法を早急を選択する必要がある。

今般の「小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託」（以下、「基本構想業務」という）は、高い知見と豊富な経験を有する事業者の支援により、本市に相応しい整備手法等の選択肢が「（仮称）小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会」（以下、「検討委員会」という）で審議され、最も優れた選択を行うことを目的として委託するものである。

本市は、検討業務の重要性並びに緊急性に鑑み、知見と経験の企業力に加え、高度な専門知識による提案力と、機動力のある技術者を選定し、本市の廃棄物処理の基本方針を改めて定めるものである。については、公募型プロポーザル方式により業務の価格だけでなく、企業力や担当技術者の技術力を総合的に審査し、本市の当該業務に最も適した事業者を選定するために行うものである。

## 2 業務概要

### （1）業務名

R 4 小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務

### （2）業務内容

別紙「小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務仕様書」のとおり

### （3）履行期間

契約締結日の翌日から 330 日間

### （4）提案上限額

13,930,400 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 発注者

小松島市長 中山 俊雄

（担当部署）

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

小松島市市民環境部環境政策課

電話：0885-32-2147 FAX：0885-33-2234

メールアドレス：kankyouseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

#### 4 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定する。

#### 5 参加資格

本提案方式への参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和4・5年度小松島市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）の「廃棄物部門」の登録を受けている者であること。
- (6) 四国内に本社又は委任を受けた営業所の設置がある者であること。
- (7) 配置予定技術者として、管理技術者、照査技術者及び主任担当技術者を以下のとおり配置すること。なお、各技術者は、兼務できないこととし、受託者と恒常的に1年以上の雇用関係があり、証明できる者とする。

##### ①管理技術者

廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士（総合技術監理部門（衛生工学一般廃棄物関係）又は衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有する管理技術者を配置できること。また、管理技術者は過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物ごみ処理施設整備基本構想若しくは基本計画策定業務を元請として受注し、完了した実績を有していること。なお、主たる会議（打ち合わせの他、住民説明会等を含む。）に出席し、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

##### ②照査技術者

管理技術者に定める資格を有するものであること。

照査技術者は、管理技術者及び主任担当技術者を兼ねることができない。

##### ③主任担当技術者

廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。））の資格を有し、過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物ごみ処理施設整備基本構想若しくは基本計画策定

業務の経験実績を有する者とする。

- (8) 安定的かつ健全な財務能力を有する法人であって、本業務を円滑に遂行できること。
- (9) 国税、県税及び市税に滞納がないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っていないこと。
- (11) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

## 6 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項目	期間等
1	公告日	令和5年2月3日（金）
2	質問書の受付締切日	令和5年2月10日（金）
3	質問書の回答日	令和5年2月15日（水）
4	参加表明書受付締切日	令和5年2月20日（月）
5	参加資格確認結果通知書送付	令和5年2月27日（月）
6	辞退届の提出期限	令和5年3月14日（火）
7	応募書類（提案書）の提出期限	令和5年3月17日（金）
8	プレゼンテーション・事業者選定会議の開催	令和5年3月下旬
9	提案書の特定（受託候補者の特定）	令和5年3月下旬
10	契約締結	令和5年3月下旬

※日程については、変更する場合がある。

## 7 質問書の受付・回答

本提案方式に関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類  
質問書（様式1）
- (2) 提出期限  
令和5年2月10日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法  
質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。  
提出後、電話により到着確認を行うこと。  
なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。
- (4) 提出先  
小松島市市民環境部環境政策課  
メールアドレス：[kankouseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:kankouseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp)
- (5) 質問書の回答  
質問に対する回答は、令和5年2月15日（水）を目途に小松島市ホームページで公開する。

## 8 参加表明書

本参加表明書は、「小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定」の業務委託にあたり、最適な委託契約候補者及び次席者を選定するためのものである。

### (1) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書（様式2）

②会社概要（様式3）

#### 【添付書類】

- ・会社の沿革、組織がわかる書類（パンフレット等でも可）
- ・直近3期分の決算書

③業務実績（法人等）（様式4）

法人等の過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日まで）に完了した同種の業務実績（8件以内）を記載すること。実績として記載した業務に係る契約書等（テクリスも可）の写しを添付すること。

④予定技術者経歴書（管理技術者、照査技術者、主任担当技術者）（様式5）

管理技術者、主任担当技術者については、過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日まで）に完了した同種の業務実績（10件以内）を記載すること。実績として記載した業務に係る契約書等（テクリスも可）の写しを添付すること。また、保有資格を確認できる資料の写しを添付すること。

⑤誓約書（様式6）

### (2) 提出期限

令和5年2月20日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」に限る）。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

### (4) 提出先

小松島市市民環境部環境政策課（市役所1階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

### (5) 提出部数

正本1部（代表者印を押印したもの）

### (6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、書面により通知する（令和5年2月27日（月）発送予定）。

## 9 参加表明書の作成

本提案方式への参加を表明する事業者は、次のとおり参加表明書を作成すること。

- (1) 用紙の大きさは、すべてA4判タテ（片面印刷）とする。
- (2) 各様式に記載する業務実績は、下記のとおりとする。
  - ① 平成24年4月1日以降に受託し、令和4年3月31日までに完了した業務であること。
  - ② 元請として契約した業務であること。
  - ③ 同種業務の区分は、以下のとおりとする。  
国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物ごみ処理施設整備基本構想若しくは基本計画策定業務

## 10 辞退届の提出

参加申込後、本提案方式への参加を辞退する場合は、必ず辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出書類  
辞退届（様式7）
- (2) 提出期限  
令和5年3月14日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」に限る）。  
郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。  
持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (4) 提出先  
小松島市市民環境部環境政策課（市役所1階）  
住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

## 11 提案書の提出

本提案方式に関する提案書は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
  - ①提案書表紙（様式8）  
代表者印を押印し、提案書の鑑表紙として提出すること。
  - ②業務実施方針（様式9）  
業務の実施方針について記入すること。

③業務実施体制（様式10）

業務の実施体制、分担業務について記入すること。

④業務実施工程（任意様式）

業務の実施工程について記入すること。

⑤提案書（様式11-1～11-4）

提案書の作成にあたっては、「小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務仕様書」の内容を踏まえ、1案のみ作成し業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

⑥見積書（任意様式）

見積書は、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）以内の見積金額を記載すること。

(2) 提出期限

令和5年3月17日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」に限る）。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市市民環境部環境政策課（市役所1階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

(5) 提出部数

提出書類①～⑥の順序で製本し、表紙の次項から通し番号を付け、簡易なA4ファイル（左綴じ）で提出すること。

●正本1部（代表者印を押印したもの）

●副本10部（正本の写し）

●副本については、社名・社員等の提案者が特定される情報を削除又は黒塗り等で判読不能とすること。

●CD-R1枚（正本をPDF形式で保存したもの）

## 1.2 審査方法等

### (1) 事業者選定会議の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務に係る事業者選定会議を設置（以下「選定会議」という。）する。ただし、参加資格の有無については、環境政策課事務局において審査及び確認を行うこととする。

## (2) 選定会議

提案内容の審査は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング(プレゼンテーション：15分、ヒアリング：10分程度)により実施する。プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の管理技術者が行うこととし、ヒアリングについては、それ以外の者も可とする。参加者は、管理技術者を含め3名以内とする。プレゼンテーションの際、追加資料(模型を含む)の提示は認めない。発注者は、映写スクリーン、電源供給設備、プロジェクターのみを用意する。パソコン等それ以外に必要な機器、道具等がある場合は提案者が用意すること。

## (3) 審査方法

本プロポーザルの審査は、選定会議において各委員が評価を行うものとする。なお、配点については「別紙1 提案書を特定するための評価基準」のとおりとする。提案書の審査は、各提案書の評価点を算定し、総合評価点の最も高い提案者を受託候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選定する。同点の者がいる場合は、委員の多数決をもって受託候補者を選定する。参加者が1提案者だけの場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準(評価点が満点の6割以上の点数)を満たしている場合は、その1提案者を受託候補者として選定する。

## (4) 審査結果

審査結果は、令和5年3月下旬を目途に提案者に対し結果通知書により通知するとともに、本市ホームページでも公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申立てについては、受け付けないものとする。

## 1.3 提案者の失格事項

提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- (5) 選考の公平性に反する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定会議が失格であると認めた場合

#### 1 4 契約手続

契約は、仕様書及び受託候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、契約を締結するものとする。

提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

#### 1 5 その他の留意事項

- (1) 本件の提案方式に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 参加表明書等に記載した配置予定技術者の変更は、特別な場合を除き認めない。ただし、やむを得ない理由等がある場合は、市に協議すること。
- (6) 提出された書類等は、小松島市行政情報公開条例（平成12年条例第47号）で定める行政情報として取り扱うものとする。
- (7) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議したうえで決定するもので、受託候補者の特定をもって、提案者の提案内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手を決定するものではない。
- (8) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。



別紙 1

提案書を特定するための評価基準

A 参加表明者等の経験及び能力に関する事項

評価項目			評価の着目点	評価点
			判断基準	
参加表明者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式 4)</p> <p>過去 10 年間の同種業務の実績を次の順位で評価する。</p> <p>平成 24 年度以降の同種業務実績件数 (一般廃棄物ごみ処理施設整備基本構想若しくは基本計画策定業務)</p> <p>① : 5 件以上 ② : 4 件 ③ : 3 件 ④ : 2 件 ⑤ : 1 件 ⑥ : 0 件</p>	<p>① 5 点 ② 4 点 ③ 3 点 ④ 2 点 ⑤ 1 点 ⑥ 0 点</p>
	管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	<p>(様式 5)</p> <p>管理技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士 (総合技術監理部門 (衛生工学一般廃棄物関係) 又は衛生工学部門 (廃棄物関係)) ② 上記に該当しない場合は加点しない。</p>
	専門技術力	業務実績	<p>(様式 5)</p> <p>過去 10 年間の同種業務の実績を次の順位で評価する。</p> <p>平成 24 年度以降の同種業務実績件数 (一般廃棄物ごみ処理施設整備基本構想若しくは基本計画策定業務)</p> <p>① : 5 件以上 ② : 4 件 ③ : 3 件 ④ : 2 件 ⑤ : 1 件 ⑥ : 0 件</p> <p>※業務実績には、照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>① 5 点 ② 4 点 ③ 3 点 ④ 2 点 ⑤ 1 点 ⑥ 0 点</p>

照査技術者の経験及び能力	資格要件	<p>技術者資格等</p> <p>(様式5) 照査技術者の資格を次の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(衛生工学一般廃棄物関係)又は衛生工学部門(廃棄物関係)) ②上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>①5点 ②0点</p>
主任担当技術者の経験及び能力	資格要件	<p>技術者資格等</p> <p>(様式5) 主任担当技術者の資格を次の順位で評価する。 ①技術士(衛生工学部門:廃棄物・資源循環(旧:廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。)) ②上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>①5点 ②0点</p>
	専門技術力	<p>業務実績</p> <p>(様式5) 過去10年間の同種業務の実績を次の順位で評価する。 平成24年度以降の同種業務実績件数 (一般廃棄物ごみ処理施設整備基本構想若しくは基本計画策定業務) ①:5件以上 ②:4件 ③:3件 ④:2件 ⑤:1件 ⑥:0件 ※業務実績には、照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>①5点 ②4点 ③3点 ④2点 ⑤1点 ⑥0点</p>
小 計			30

B 価格に関する事項

評価項目	評価の着目点	評価点
	判断基準	
見積価格	提案者のうち最も低い見積価格を提示した提案者を50点とし、次点提案者以下の見積については、 $\text{価格点} = 50 \times \frac{\text{提案者のうち最も低い見積価格}}{\text{提案者の見積価格}}$ とする。 ※小数点以下は切り捨てる。	50
小 計		50

C 提案に関する事項（実施体制・実施方針等）

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
実施体制	執行体制、人員配置の妥当性	業務実施にあたり、人員配置や体制など十分な配慮を行っているか。	5
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、重要事項等に関する指摘があるか。	5
	照査における手法・工夫等	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査において、具体的な手法・工夫等が図られているか。	5
実施手順	実施手順の妥当性	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られているか。	5
実施工程	工程の妥当性	業務実施工程に妥当性があり、確実な業務の遂行が見込まれるか。	5
小 計			25

D 提案に関する事項（各テーマと提案全体）

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
処理規模・処理方式に係る検討手法について	的確性	本市にとっての課題が抽出され、課題ごとの対応策が的確に示されているか。	10
	実現性	示された対応策が具体的であり、本市の課題を解消する方策として根拠や実績がともない実現性が高い内容であるか。	15
建設候補地選定に係る比較検討手法について	的確性	本市にとっての課題が抽出され、課題ごとの対応策が的確に示されているか。	10
	実現性	示された対応策が具体的であり、本市の課題を解消する方策として根拠や実績がともない実現性が高い内容であるか。	15
廃棄物エネルギー利活用の提案について	的確性	本市にとっての課題が抽出され、課題ごとの対応策が的確に示されているか。	5
	実現性	示された対応策が具体的であり、本市の課題を解消する方策として根拠や実績がともない実現性が高い内容であるか。	5
ごみ処理を通じた地域への多様な価値の創出について	的確性	本市にとっての課題が抽出され、課題ごとの対応策が的確に示されているか。	5
	実現性	示された対応策が具体的であり、本市の課題を解消する方策として根拠や実績がともない実現性が高い内容であるか。	5
提案全体	提案の独自性	本市の現状等を適切に捉え、独自性の高い提案がされているか。	10
小 計			80

E プレゼンテーションに関する事項

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
プレゼンテーション (ヒアリング)	資料作成 能力	提案資料は分かりやすく、説得力があるか。	5
	説明能力	説明が分かりやすく説得力があり、 質疑に対する的確な対応ができるか。 ※時間を超過する提案内容の説明は 評価点の減点対象とする。	5
	提案意欲	業務に取り組む積極性が見られるか。	5
小 計			15
合 計			200